○厚生労働省告示第四百七十七号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、その他の穀類、てんさい、乳、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分及びその他の家きんの食用部分に残留するキンクロラックの量の限度、米、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、小豆類、えんどう、そら豆、その他の豆類、その他のうり科野菜、その他の野菜、マルメロ、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、かき、バナナ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、綿実、なたね及びその他のハーブに残留するフルミオキサジンの量の限度、えだまめ、その他の野菜、その他のスパイス、その他のハーブ、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵に残留するフルメツラムの量の限度、牛の筋肉、牛の脂肪、牛の肝臓、牛の腎臓、牛の食用部分及び乳に残留するプロペタンホスの量の限度、えんどう、その他の豆類、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、すいか、メロン類果実、まくわうり、ほうれんそう、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分及び乳に残留するメビンホスの量の限度並びに豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、豚の腎臓、豚の食用部分、その他の家きんの筋肉及びその他の家きんの脂肪に残留するラサロシドの量の限度については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例によることができる。

平成二十七年十二月二十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第1のAの6の(1)の表のカプタホールの項の次に次のように加える。

ガミスロマイシン	
牛の筋肉	0.01ppm
牛の脂肪	0.01ppm
牛の肝臓	0.4ppm
牛の腎臓	0.4ppm
牛の食用部分	0.06ppm

第1のAの6の(1)の表のキンクロラックの項を次のように改める。

キンクロラック	
米	5ppm
小麦	0.5ppm
大麦	2ppm
その他の穀類	0.8ppm
ごまの種子	2ppm
なたね	2ppm
その他のオイルシード	2ppm
その他のスパイス	2ppm
牛の筋肉	0.05ppm
豚の筋肉	0.05ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05ppm
牛の脂肪	0.7ppm
豚の脂肪	0.7ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.7ppm
牛の肝臓	2ppm
豚の肝臓	2ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2ppm
牛の腎臓	2ppm
豚の腎臓	2ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2ppm
牛の食用部分	2ppm
豚の食用部分	2ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2ppm
乳	0.05ppm
鶏の筋肉	0.05ppm
その他の家きんの筋肉	0.05ppm
鶏の脂肪	0.05ppm
その他の家きんの脂肪	0.05ppm
鶏の肝臓	0.05ppm
その他の家きんの肝臓	0.05ppm
鶏の腎臓	0.05ppm
その他の家きんの腎臓	0.05ppm
鶏の食用部分	0.05ppm
その他の家きんの食用部分	0.05ppm
鶏の卵	0.05ppm
その他の家きんの卵	0.05ppm